

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、観音寺市常磐土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（農道新設事業）植田原地区）計画を変更することについて平成25年1月7日認可した。

平成25年1月18日

香川県知事 浜 田 恵 造